

#### 14. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項 目	平成21年度末	平成22年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	3,421,267	3,323,859
基金等	537,585	563,679
価格変動準備金	184,980	242,414
危険準備金	473,464	510,779
一般貸倒引当金	2,511	3,176
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	954,505	742,940
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	246,491	233,060
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	810,401	812,786
負債性資本調達手段等	100,000	100,000
控除項目	—	—
その他	111,327	115,021
リスクの合計額	576,205	574,655
$\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)		
保険リスク相当額 R1	127,966	125,234
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	50,544	48,606
予定利率リスク相当額 R2	68,324	66,141
資産運用リスク相当額 R3	458,245	458,905
経営管理リスク相当額 R4	14,227	14,134
最低保証リスク相当額 R7	6,301	7,834
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,187.5%	1,156.8%

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。(「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています。)
2. 「控除項目」は、平成8年大蔵省告示第50号第1条の2に規定する他の保険会社または保険業法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる子会社等の資本調達手段について、意図的な保有相当額があればこれを記載しますが、当社では該当項目はありません。
3. 「最低保証リスク相当額」は、平成8年大蔵省告示第50号第2条第4項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。

## (参考) 新基準によるソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項 目	平成22年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	3,264,470
基金等	563,679
価格変動準備金	242,414
危険準備金	510,779
一般貸倒引当金	3,176
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	742,940
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	233,060
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	812,786
負債性資本調達手段等	100,000
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—
控除項目	—
その他	55,633
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	983,797
保険リスク相当額 $R_1$	125,234
第三分野保険の保険リスク相当額 $R_8$	48,606
予定利率リスク相当額 $R_2$	170,371
資産運用リスク相当額 $R_3$	768,317
経営管理リスク相当額 $R_4$	22,388
最低保証リスク相当額 $R_7$	6,872
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	663.6%

(注) 1. 平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされております。当該変更は平成23年度から適用されます。上記は、仮に当該変更を平成22年度末に適用したと仮定した場合の数値です。

2. 「最低保証リスク相当額」は、標準的方式に基づいて算出しています。